

れによりて按ふに長谷雄はハセヲにはあらでハツセヲと訓へく清行はキヨツラにはあらでキヨイキと訓へき事も知らるゝやうなり 芭蕉をハセヲといふも古今の歌に心ばせをばよめるはバセウの音を仮りて心ばせをとしいるなるべしとの説あり 其委しき事は知らされは歌人に問ひ明らかめて後に定むべし

第五問侵をシム安をアンと云ふを疑はれたれとは音韻学者には成説ありてムと撥ぬるとンと撥るとニとヌと撥るとの別明かなる事の由にうけたまはりぬ 且支那の古音の吾国に遺れりといふは信ひかたしとあれと既に英人艾約瑟と申者が説に朝鮮書有唐以前古音日本有漢魏唐三代古音といへれば大臣には信なひ給はざるも我先輩之をうへなひ洋人も亦之を信へるなり いかゝはせん

すべて字音の仮名を普通に知らしむるは難きわざなれば愚は漢字に従ふをよしとは云ふなり 唯し古書古歌を考へて万葉集法王帝説上宮記古事記などの古音を知らむと思ふ者の為には一の音韻学科を設けて皇朝に伝はれる音と支那の音を学ばしむるも宜しからん歎

又より処なく漢字を仮名かきにせむとならば法に拘らず其人々の思ふまゝにかゝしめて宜しからん 然らば司法をシハウともシホウとも蝶をテフ又はテウともチヨウとも九郎判官をくらはうぐわん又くろうはんがんなと認めて通用すべし

ればいと便理にして容易なるべし

次に各郷土の訛音は漢字の音韻と難易自ら異なれば所謂東京にてヒシを訛り東北にてユズ南方にヒフを混する如きの類教員の指導によりて発音を正しく教へなば漸次に改むる方法もあるべきなり

上文にいへるが如く支那音韻の学に暗ければもとより詳細なる事申すに由なし 唯愚陋の僻説を記し試みたるになむ

明治二十七年五月十五日

(三) 御下問条々之御答

問 目 一 則

我が国音国字の言靈の幸にかなへるは外国にまさりて簡便なるによるなり 況て文字は魚を得る為の筈なりといへり 故に教育は成るべきだけ文字の学ひを簡便にする手段を取ること必要なれ

我が国の仮名は一種の特性として印度の悉曇欧州の「アルハベット」に遙かに優る所あり 是は彼の文字には子音字母音字の二つありて二字又は数字を組合せて一音をなす故に生徒は字学の手始として先づ反切法即ち綴字法を学ばざるべからず 此反切法を諳するためにも一年乃至三四個月を費すといへり 我が仮名は一字一音をなす故に反切法を学ぶの煩勞なきはいかに外国に秀てたるめてたき簡便の文字ならず

や

然るに支那より来れる長音拗音又は入声を写す為には此の簡便法もなかなか難渋なることと出来ぬ。そは彼の先覚の支那音に通ずる人の字音仮名遣といふことを論へるよりひたすら分け難きわざとなりて漢字漢音に深き覚ある博士ならでは其の道に迷はぬことのなきことゝはなりぬ。

今字音仮名遣を普通教育に用ゐて少年に其の楽を学はしむるの可否は教育家の打ちすておくべきにあらざる問題なり。

御答 其ノ楽ヲ学バシムルヲ可ナリトオモハル 委シク

ハ下条ニ申スベシ

何故に様又要用の漢字をヨウ、エウ、又ヤウと仮名にて書くか 其の易きに由るなり さるを様ならばヤウとし要ならばエウ用ならばヨウとすべしといはば漢音漢字を知る人ならではわけかたきわざなり さる人は初より様又是要用の真名を書くとす易しとすへけれ 仮名に書くの必要はなし 況て要の字も今の支那音はヤウにてエウにはあらず 音博士の古伝も強ちに信ひ難きをや 是一問なり

御答 (様ならばヤウとし要ならばエウ用ならばヨウとすへしといはば漢音漢字を知る人ならではわけかたきわざなり) 様ノ字ハ佩文韻府ニ従ルニ二十三漾ノ韻ニ会スル字ナレバ障帳ト同ジク様ト書クベキヲヤウト書クハ次音ナリ

用ノ字ハ同書ニ従ルニ二宋ノ韻ニ属スル字ナレバ重供ト同ジク用ト書クベキヲヨウト書クハ是モ亦次音ナリ 要ノ字ハ同書ニ従ルニ二蕭ノ韻ニ属スル字ナレバ朝喬ト同ジク要ト書クベキヲエウト書クハ是モ亦次音ナリ 以上ハ從テ云フ

然レバ様用要ハ並ニ次音ナリ 然シテ様用ハ漢ノ次音ナリ 要ハ呉ノ次音ナリ 支那字ニハイヅレモ一字ニツキテ漢音アリ呉音アリ漢音ニ音ノ他ニ異音ノアルアリ 然レバ一字ニ漢呉異ノ三音アリト心得ズバアルベカラズ 然シテ其ノ漢呉異ノ三音ニ各原音次音単音アリト心得ズバアルベカラズ 然ルトキハ字音ニ仮字ヲ施スコトハ専門ノ学ニ入ラズバ能ハザルコトナリ 仮令バ

漢音	ユ	要	ユ
ヤウ	イ	異音	ユ
イヤウ	エウ	イ	ヨウ
	ユ	イ	ヨウ

要ハ古クハ多ク呉音ノエウヲ用キ後世ハ多ク異音ノヨウヲ用キル

要ノ字ノ音ハ上件ニ云ヘルガ如クナルヲ此ノ要ノ字ト同

韻ニ韻府ニ掲ゲタル朝喬ノ字ハ

漢音	朝	異音
タツ チヤウ		
呉音		
チエウ テウ ツ		

朝ハ古クハ多ク呉音ノテウヲ用キル

漢音	喬	異音
カク キヤウ		
呉音		
キエウ ケウ ク		

喬ハ古クハ多ク呉音ノケウヲ用キル

斯ノ如ク漢呉同音ナルカラニ韻府ニハ要モ朝モ喬モ蕭ノ韻ニ改メ略韻ニシタレド韻鏡ニハ要ハ外転第二十六合ノ去声ノ笑ノ韻ニ収メ朝喬ハ外転第二十五開ノ上声ノ宵ノ韻ニ収メテ其類ヲ別ニセリ 是古韻ノ區別ナルヘシ 然

ルヲ韻ノ数ヲ減シタル故ハ支那ハ代々ヲ経ルマ、ニ音ノ転シ来リテ要モ朝モ喬モ共ニ同韻ニ収メタルモノナラシ 後世ノ韻鏡ハ支那ノ改マルニ從テ第廿五転第廿六転並ニ開音ニ改メタレバ既ニ掲ゲタルガ如クナレド享祿ノ韻鏡ニ拠ルトキハ此ノ如シ

漢音	要	異音
ユ ヤウ ユワウ		
呉音		
ユエウ ユウ		

要ノ字ヲ合音ニ呼ベバ斯ク呼バル 是古キ音ナリケリ

然ルヲ後世開音ニ呼ブコト、ナレレバ前条ノ図ノ如キ音トナレルナルベシ 斯ノ如クムツカシキ事ナレバ専門学ニアラザレバ能ハズ 然ラバ字音ノ仮字遣ハ棄テ学バザル可キカ如何 此ノ事ハ次下ニ愚存ヲ陳述スヘシ

御下問ノ此ノ条ニ(要の字も今の支那音はヤウにてエウにはあらず音博士の古伝も強ちに信ひ難きをや)トアルハ我ガ邦ニハ要ニヤウノ音ナケレバ音博士ノ古伝モ信ジ

難シトノ意ナルベケレド此ノ一条ハイカヰアラン 要ニ
ヤウノ音アルコトハ支那モ日本モ同ジコトナレバコソ本
邦ニテ支那ノ韻書ヲ用キタレ 然レトモ要ハ多ク呉音ノ
エウヲ古ク用キ来タリテ漢音ノヤウハ用キルコト少キニ
コソアラメ然ルヲ音博士ノ伝ノ信ジガタキヤウニノタマ
ヘルハイカヰアラム 新撰字鏡卷三ナル要ノ字ノ条ニ伊
妙反ト見エ類聚名義抄卷二ナル要ノ字ノ条ニ於笑反ト見
エタリ

蝶をテフと書き法をハフと書くを仮名遣の法とするならば何
故にチヨウ、ホウとは読むか 漢字のために我が仮名の正音
を曲くるは仮名の本色に背くものなり 我国にはもと入声な
し 故にテフ、ハフの音あるべきなし 支那音の拗曲なるを
我國の穩和なる平音に移したるは即ちチャウ又はホウにそあ
る さるを仮名にて唐様に引直さんとするはいかに 是二問
なり(古今集には法師をホウシと書けり)

御答 蝶ハ佩文韻府ニ從ルニ十六葉ノ韻ニ屬セル字ナレ
キエフリエフバ笈獵ト同ジクチエフト書クベキヲテフト書クハ次音
ナリ

法ハ同書十七洽ノ韻ニ屬セル字ナレバシヤフキヤフ挿夾ト同ジク
ヒヤフト書クベキヲハフト書クハ次音ナリ 仮令バ

漢音	蝶	漢音
テフ		蝶
チエフ		異音
		タ
		タフ
		チャフ
呉音		
チヨフ		
トフ		

漢音	法	漢音
ハハフ		法
ヒヤフ		異音
呉音		
ヒヨフ		
ホフ		
ホ		

斯ノ如ク葉ノ字ト漢吳同音ナルカラニ笈モ獵モ蝶モ葉ノ
字ニ収メタリ 御下問ニ蝶ヲチヨウトアルハイカヰ
チヨフナルベシ

斯ノ如ク洽ノ字ト漢吳同音ナルカラニ法モ挿モ夾モ洽ノ
字ニ収メタリ 我が仮字遣ノ法ハ是ニ從リテ蝶ヲテフ法
ヲハフト書クナルベシ 然ルニ法ヲホフト云フハ吳ノ字

音ナリ 又ホウト書クハ単音ノホニウノ挿音ヲ加ヘテ
ホウト云フナリ 挿音ノウハ本邦人ノ音便ニ加フルモノ
ニテ女ヲ^{ニョ}女ト^{ニョウ}云フト同類ニテ和音ナリ 此ノ如クナレバ
蝶ヲ^{ニョ}チヨフト云フハ呉ノ原音、法ヲ^{ニョウ}ホウト云フハ和音
ナリ 但シ法ヲ^{ホウ}ホウト云フハ多ク二字連声ノトキニ云ヘ
リ 仮令バ法師ノ如シ 法師ハ単音ニテ云ハバ法師ナル
ヲ挿音ヲ加ヘテ法師ト云フ 女房ヲ^{ニョウ}女房ト云フガ如シ
然レバ蝶ヲ^{ニョ}チヨフト云フハ呉ノ原音ニテ正音ヲ曲グルニ
ハアラザルベシ 法ヲ^{ホウ}ホウト云フハ和音ノ音便ノ一格ナ
リ

(我國にもと入声なし故にテフハフの音あるべきなし)
トアルハ実ニ然ルベシ 支那人ノ呼ブ入声ハ我が邦ニテ
ハ甘ク学ビ得ルコト能ハズ 故ニ蝶法ノ如キモ蝶法ト云
ヒテ彼ガ入声ヲ移セルナルベシ 然レバ蝶法ノ如クフヲ
添フルハ和音ナリ 然ルニ(支那音の拗曲なるを我國の
穩和なる平音に移したるは即ちチャウ又はホウにそある
ざるを仮名にて唐様に引直さんとするはいかに)トア
ルハ何ナルコトニ歎能ク会得シカタシ 其故ハ蝶ハ平水
韻ニハ葉ノ字ニ属シ韻鏡ニハ帖ノ字ニ属シタレバチャウ
ノ音トアルハ心得ズ 法ヲ^{ホウ}ホウトアルハ御説ノ如ク和音
ナルコトハ既ニ述ヘタルガ如シ 然レバ法ヲ^{ホウ}ホウト云フ
ハ唐様ニ引直シタルニハアラズシテ和様ト云ハ云フベ

シ

支那の音を矯めて国音に附かしむる時は国音のまゝに仮名を
遣ふこと古人の用例なり さればこそ困すをコウズとは書け
ともコンズとは書かず 柑子をコウジとは書けともカンシと
は書かず 九郎判官をハウグワンとは書けともハングワンと
は書かず 近世の字音仮名遣の説は此の用例と背けるはいか
に 是三問なり

御答 (困ずをコウズとは書けともコンズとは書かず)コ
ノ困ずヲコウズト書クハ困は舌内声ナレバコヌナルヲ音
便ニコウト云フナルベシ 柑子をコウジト書クトアルハ
如何 柑ハ唇内声ナレバ柑子カムジナルヲ音便ニコウジ
トコソイヘ 但シ柑ハ漢音ナリ柑ハ呉音ナリ 然レドモ
呉音ノコウハ用キザルヤウニオボユ 然ルヲ御下問ニ
(柑子をコウジとは書けどもカンシとは書かず)トハ如何
和名鈔医心方新撰字鏡等並ニ加牟之ナルヲヤ 又(九
郎判官をばハウグワントハ書ケどもハングワンとは書か
ず 近世の字音仮名遣の説は此の用例と背けるはいか
に)トアルハ近世然ル仮名遣書ノアルニヤトイブカシク
オモハル 判官ノ判ハ舌内声ナレバハヌナルヲ音便ニハ
ウト云フハ古実ナリ 然ルヲハングワント教ヘタル書ア
ルニ至テハ実ニ驚愕ノ至リナリ

若し必漢字の正音に就くへしとならばチヨウ、テウ、テフ、

シヨウ、セウ、セフ、の類のみにあらずして古の音博士のわざに習ひキとクキとクエとをも書きわくへきも此は難きわざならずや 又音博士が紀長谷雄と発昭と同音とし芭蕉をハセヲと書きたるは漢音をそのまま写すためのわざなるも今の世に用ゐるへくもあらず 是四問也

御答 キヲクキと云フハ仮令バ歸ハ本邦ニテハ常ニハ単音ニキト云ヘド次音ハクキナリ 然レトモ今日ニ至リテ次音ノクキハ用キルニ及バザラン歟 ケヲクエト云フハ仮令バ華ハ本邦ニテハ単音ニケト多ク云ヘド次音ハクエナリ 然レトモ是モ亦今日用キルニ及バザラントオボユ

紀長谷雄ト発昭ト同音又芭蕉ヲハセヲト書クハ昭モ蕉モ共ニ外転ノ唇内声ニテ韻ノウハ和行ノ于ナレバ転ジテ昭蕉トナルナリ御説ノ如ク今ノ世ニハ用キズシテ可ナラン

侵はシムと仮名し安はアンと仮名すべしといへる説はいとも疑はし 現に支那音を学へる人の説に支那にて南音北音ともにかゝる差別はなしといへり 支那の今音の誤れるにて古音は我国に遺れりなとこの説あれども信ひ難し 是五問なり

御答 (侵はシムと仮名し安はアンと仮名すべしといへる説はいとも疑はし)トノ御説ハ其疑ハシトアル故ヲ知ラズ 侵ハ内転ノ唇内声ノ字ナレバシムト書カント当

然ナルベク安ハ外転舌内声ナレバアヌト書カント当然ナルベシ アント書クハアヌヲ撥ネタルナリ

(支那音を学べる人の説に支那にて南音北音ともにかゝる差別はなしといへり)トアルハ頗ルイブカシ 支那ハ古ヨリ今ニ至ルマデ南北ノ音ニ差異アルヘシ 漢音呉音ト云フモ即是ナリ 但シ此ニ云フ所ハ唇内舌内ノ別ナレバ南北ノ音ニハカ、ハルコト無シトオボユ

(支那の今音の誤れるにて古音は我国に遺れりなとこの説あれとも信ひ難し)トアルハ一トワタリハ然ルコトナリトモ云フベシ 然レドモ支那ハ度々ノ革命ヲ経タレバ音ノ転ゼルコトモ亦多キ理ナリ 本邦ハ革命ノ事ナケレバ其ノ伝ヘタル字音ハ支那ノ古音ノ真ナリトハ云ヒ難カルベキモ其ノ音韻ノ古キ姿ハ今ニ伝ハレリト云ヒテヨロシカルベクヤ

余は普通教育の為に久じきこのかた此の問題を思ひたり 諸君余が為に八重の狭霧を払ひ給ひなは此の上の喜はあらしさりながらジヨウとヂヨウ、クワンとカン、クワウとコウ、ワウとオウとの別の如きは発音の上に明かにけぢめあれば(或地方を除き)仮名を誤らざるべきは論なし 又我が固有の国音にはあらで一地方の訛音は(東京にてひとし)とを混し東北にてゆとすとを混し南方のひとふとを混するがことし)其誤れるかまゝに任すへくもあらず

御答 (ジヨウとヂヨウ、クワンとカン、クワウとコウ、

ワウとオウとの別の如きは発音の上に明かにけちめあれ
ば仮名を誤らざるべきは論なし) トアルハ勿論ノコトナ

ルベシ 但シジヨウとヂヨウノ如キハ東国人ハ云ヒ別ク

ルニ難ケレバ学バザレバ誤ルベシクワントカント開合ニ

テ區別シ来レリ 仮令バ観音ノ観ハ合音ナル故ニクワ

ント云ヒ寒中ノ寒ハ開音ナルガ故ニカント云フ類ナリ

此ノ如クナレバ学バザレバ能ハズトハ云フナリ 但シコ

レハ支那ノ用ニハアラズ本邦ノ用例ナリ 然シテ此ノ開

合ノ別ハ加行ノ音ニ限りテ此ノ如ク云ヒワクルヲ例トシ

其他ノ音ハ然ラズ 仮令バ桓クワン 歛クワン 共ニ原

端ツワン 潘ツワン トハ云ハズシテ端クワン 潘クワン 共ニ次

合ニテ原音次音ヲ云ヒワクルハ独リ加行ノ音ノミト云フ

モヨロシカルベクオボユ 但シ前件ニ云ヘル歸華ノ類ハ

合音ナルモキケト定メタラン方便ナルベクヤ 次ニク

ワウとコウト、アルハ穩ナラズ クワウとカウト又クワ

ウとコウト、アルベキ歟 但シ是モ既ニ云ヘルガ如キ本

邦ノ用例ナリ

次ニワウとオウト、アルモ穩ナラズ ワウとラウト又ア

ウとオウト、アルベキ歟 然シテ是等ノ音ハ御説ノ如ク

発音ノ區別明瞭ナレバ仮字モ亦明瞭ナラズバアルベカラ

ズ

(東京にてひとしとを混し東北にてゆとすとを混し南方
にてひとふとを混ざるがごときは其の誤れるがまゝに任
すべくもあらず) トアルハ尤然ルベクオボユ

以上御下問ノ条々ニ從テ愚案ヲ述ブルコト此ノ如シ 但

シ小生ノ之ヲ教授セントスルニ就テ思フ所ハ小学校ニ於

テハ字音ノ單語大略二百語許ヲ作りテ仮令バ東京王子ノ

如キヲ知ラシムベシ 是ハ幼稚ノ時ヨリ文字ニ仮字用格

ノアルコトヲ知ラシメテロニナラサシメンガ為ナリ 然

ルヲ又小学校ニ於テハ字音ノ仮字遣ハ知ラシムルニ及バ

ズトセバ字音ノ單語ヲ教フルノ設ハ無クテモ可ナルベシ

然レドモ成人ノ後字音ノ仮字ヲ知レルヲ便宜ナリトセ

バ先入師トナルノ諺モアレバ幼稚ノ中ヨリ早く知ラシム

ルヲヨシトスベシ 然ルヲ又或ハ字音ノ仮字ハ法則無キ

モノト教フベシトスル説モ出来ラン歟 是ハ小生ハ取ラ

ザル所ナリ 若シ小学校ニテ教ヘザランニハ唯放擲シテ

措ク方ヨロシカルベシ 中学以上ニ至テハ世間尋常通用

ノ字音仮字ハ教授シテ然ルベシトオモハル 然レドモ是

モ亦教授ニ及バズトスル論多カラバ教ヘズトモアリナン

若シ小学校ニテ字音ノ仮字ヲ教授セントナラバ其ノ方法

ハ文字ノ漢音異音異音ト其ノ各音ノ一方ニ偏セズ普通所

用ノ音ヲ取テ 漢吳ノ両音ヲ常用キル字 仮字ヲ定ムベシ
アラバ両音ヲ用キルベシ

仮令バ東ハトウヲ取テツウヲ省キ中ハツウトウヲ共ニ
省キテ中略和音ノチウヲ取り公ハコウヲ取テクウヲ省キ
木ハボクモク共ニ普通トセバボクモク並ニ取ルガ如クシ
テハイカゞ 又恐ハキヨウヲ取テキユウヲ省キ松ハシヨ
ウヲ取テシユウヲ省キ宗ハソウシユウヲ取テシヨウスウ
ヲ省クガ如クシテハイカゞ

又神ハシヌジヌ並ニシンジントシ民ハビヌミニヲ一ツニ
シテミントシ金ハキムコム並ニキンコントシ心ハソムヲ
省キテシムヲ取リテ之ヲシントセバ頗ル便利ナラン 此
ノ舌内声唇内声ノヌニムノ韻ハ総ベテントシテ妨無カル
ベシ其ノ故ハンハ喉舌唇ノ三内ニ通ズル字ナレバナリ
御下問ノ条々ニ対シテ愚意ヲ述ブルコト此ノ如シ
明治廿七年六月十六日

黒川真頼

(四) 字音仮字づかひに就いて井上文部大臣の

問に答へ併せて愚案を述べ

我國の仮字は一字にて一音を現はす故に彼の印度の悉曇歐洲の「アルハベット」の如くに連声法を学び綴字法を講習する必要なければ普通教育の上には至極便利なり されど少しく進

んで言語の成立音韻の転化等を講習するには不便を感ずることあり 其は如何といふに今日の國語は漢語を交ふること多きが故に屢々父音を現はす必要あればなり たとへば國家といふ詞を仮字にて書くにはコクカ或はコツカと書くより外に仕方なし 普通にはコツカと書けとこは正しき仮字にあらず 國家は羅馬字にて書けば *Rōka* (コクカ) なれば寧ろコツカと書くを適當とす 然るにこの場合にて小く書きたるクが如何なる音を現はすかまたコツカとツを用ひて之を現はすと如何なる差別あるか ことは少しく音韻の學に通じ羅馬字の如き文字を知るものならではその別を知ること難からん この類の詞は普通の言語文章に頗る多し 鉄砲骨董相等の如き字音の詞を精密に書き現はし或は言語の成立音韻の転化を説明する時などには仮字にては不充分にして羅馬字の必要を感ずること屢々なり されとこれらのことは概ね皆な學説上に屬することにして實際應用の上にはいさゝか不便を感ぜざるのみならず彼のむづかしき連声法綴字法を学ぶに非れば使用する利極めて大なり

第一問に答ふ 教育の上にて字音の詞を仮字にて書くはその易きが為なり 然るに様、要、容、葉等の如き字音の詞をヤウエウヨウエフと仮字にて書き分けんには先づ其の本字の正しき音と意義とを詳かにせざるべからず ことは頗る煩はしく